

検針票は見せないで！！

電気の契約切り替えトラブル

<相談事例>

契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し「電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい」と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。書面はなく、内容がよく分からないので解約したい。
(70歳代 男性)

<アドバイス>

●よく検討し、まわりの人にも相談しましょう。

電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。

●検針票は見せないで！

電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報をもとに勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。

●クーリング・オフができる場合があります。

●困った場合にはすぐに消費生活センターに相談しましょう。



まもりん

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東の面談による相談は

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん